

その他施設(市外)

イベント けいはんなオートムフェア2022

詳細は、ホームページをご覧ください。



日時 10/6(木)・7(金) 10:00～17:00

費用 無料 申込 web予約

①けいはんなR&Dフェア2022【オンライン開催】

📍 けいはんなR&Dフェア実行委員会事務局

☎ 0774-98-6900

✉ khn-fair2022@khn.nict.go.jp

②ATRオープンハウス2022

📍 場所 ATR(株式会社国際電気通信基礎技術研究所)

📍 ATRオープンハウス事務局 ☎ 0774-95-1176

✉ expo-office@atr.jp

③京都スマートシティエキスポ2022

📍 場所 けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)

📍 京都スマートシティエキスポ2022運営事務局

☎ 050-5804-1338

✉ ksce2022@sakurain.co.jp

④けいはんなビジネスメッセ2022

📍 場所 けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)

📍 けいはんなビジネスメッセ事務局

☎ 0774-98-2230

✉ messe2022@kri.or.jp



仕事 起業について学べるセミナー クリエイター

日時 10/1(土) 14:00～16:00

📍 場所 枚方T-SITE4階 イベントスペース

👤 講師 竹内琢也さん

👥 定員 40人(先着)

💰 費用 無料

📍 申込・📞 北大阪商工会議所 ☎ 843-5154、または

枚方T-SITEホームページ

https://store.tsite.jp/hirakata/event/

オンライン

子育て 子ども子育て総合相談窓口 オンライン相談

妊娠、出産、子育て期の悩みをオンラインで相談できます。

日時 ①9/7(水)②9/16(金) 10:00、14:00

※相談時間は1回 30分です。

👤 対象 市内在住、里帰り中の人

📍 申込 ①9/5(月)まで ②9/2(金)～14(水)にweb予約

📍 健康増進課 ☎ 893-6405



notice

お知らせ

制度・業務

施設 ネーミングライツ制度を導入

ネーミングライツとは、市の施設に愛称を付ける権利(命名権)のことです。市は、権利を取得した事業者(ネーミングライツパートナー)から対価を得て施設の維持管理等に役立てます。現在、私部公園、倉治公園でネーミングライツパートナーの選定を進めており、早ければ10月ごろに各公園の新しい愛称が決定します。詳細が決まり次第お知らせします。

📍 財産管理室 ☎ 892-0121

防災 ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

👤 対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷ 国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること

▷ 撤去する塀の高さが60cm以上であること

▷ 一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが全て60cm以下となること

▷ 塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと

▷ 改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60cm以下とし、60cmを超える部分は軽量のフェンスとすること

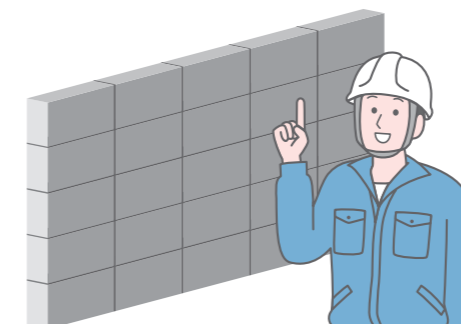
※高さはいずれも道路面からの高さです。

📍 補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)

②改修:費用の80%(上限20万円)

※②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

📍 申込・📞 開発調整課 ☎ 892-0121



申請 耐震補助金・ブロック塀等補助金に関する代理受領制度

この制度は、「木造住宅耐震化補助制度」と「ブロック塀等撤去・改修補助制度」の補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が行います。これにより、申請者は補助金を差引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。

※代理受領できるのは申請者と契約した業者に限ります。

📍 開発調整課 ☎ 892-0121

防災 木造住宅耐震化補助制度

耐震診断補助制度

👤 対象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者等

📍 補助額 1戸あたり上限5万円

耐震に関する各種工事等の補助

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

①耐震改修工事補助制度

工事費用の80%(上限100万円)

②耐震シェルター設置補助制度

設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

③木造住宅除却補助制度 上限40万円

👤 対象 次の要件全てを満たす人

▷ 昭和56年5月以前に建築された木造住宅

▷ 耐震診断後の施工

▷ 所有者等の属する世帯の課税標準額が507万円未満

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

📍 開発調整課 ☎ 892-0121

子育て 児童扶養手当

児童扶養手当制度

父母の離婚や死亡等により、父または母と生計が異なる児童(18歳になってから最初の3月31日まで。一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護する母、監護し生計を同じくする父、父母以外の養育者に支給されます。※婚姻等、受給資格がなくなったときは、すぐに届け出をしてください。

受給要件

公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限等の要件があります。

定例払い

9/9(金)

📍 子育て支援課 ☎ 893-6406